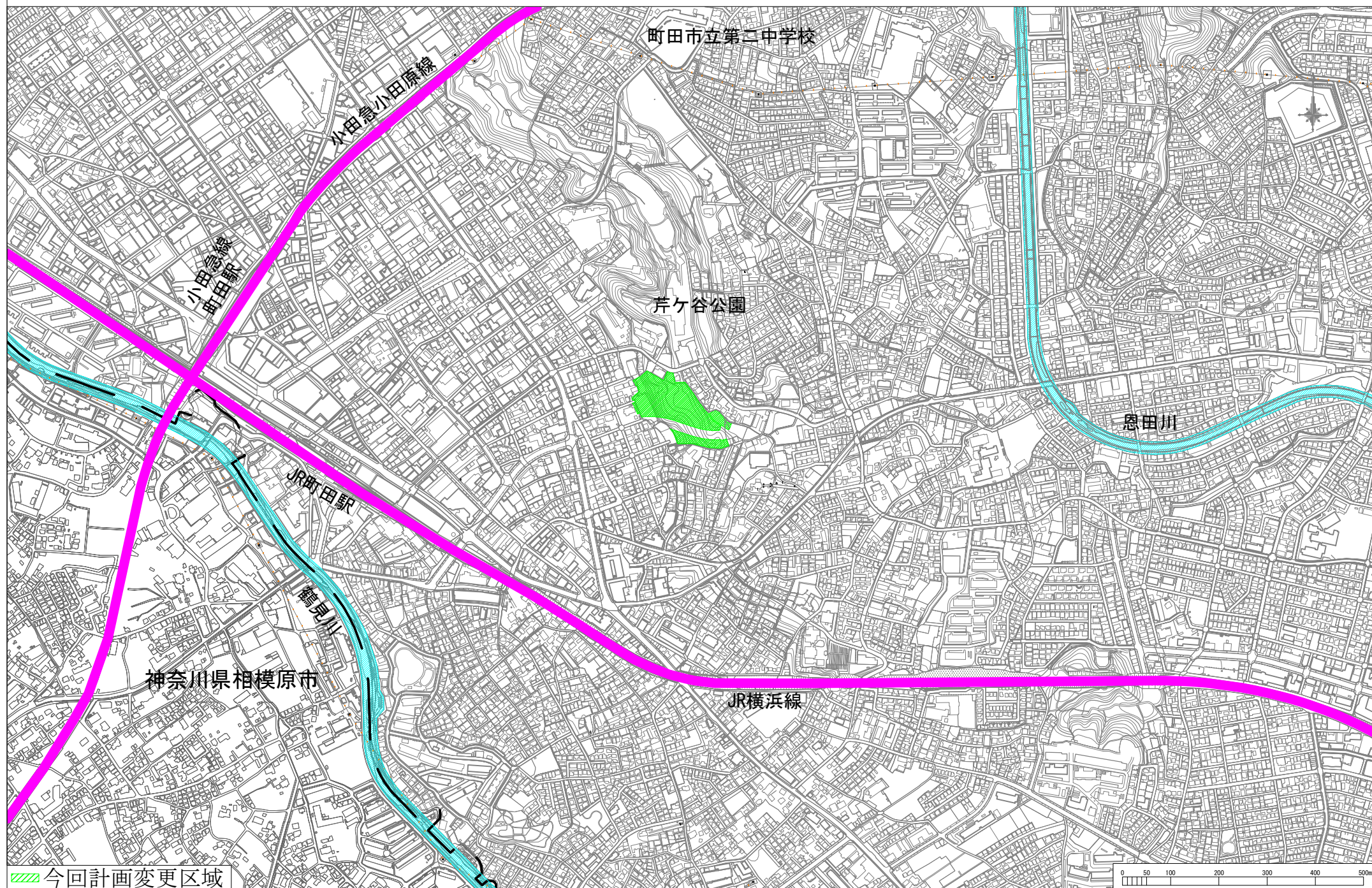


町田市都市計画審議会 案件資料
(第 2 3 4 回 事前協議・第 2 3 5 回 議案審議)

**町田都市計画特別緑地保全地区の
変更について (町田市決定)**
(第 1 2 号原町田特別緑地保全地区)

町田都市計画特別緑地保全地区 第12号 原町田特別緑地保全地区 位置図 (町田市決定)



4.38

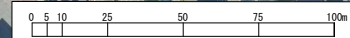
18M

25M

4車線

今回計画変更区域

0 5 10 25 50 75 100m



町田都市計画特別緑地保全地区の変更（町田市決定）

町田都市計画特別緑地保全地区に第 12 号原町田特別緑地保全地区を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	地 区 名			
第 12 号	原町田特別緑地保全地区	町田市原町田三丁目地内	約 1.5 ha	市街化防止緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由 市街地のまとまったみどりを保全するため、上記のとおり特別緑地保全地区を追加する。

新旧対照表

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	地 区 名			
第 12 号	原町田特別緑地保全地区	町田市原町田三丁目地内	約 1.5 ha	追加

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

町田都市計画特別緑地保全地区 第12号原町田特別緑地保全地区

2 理 由

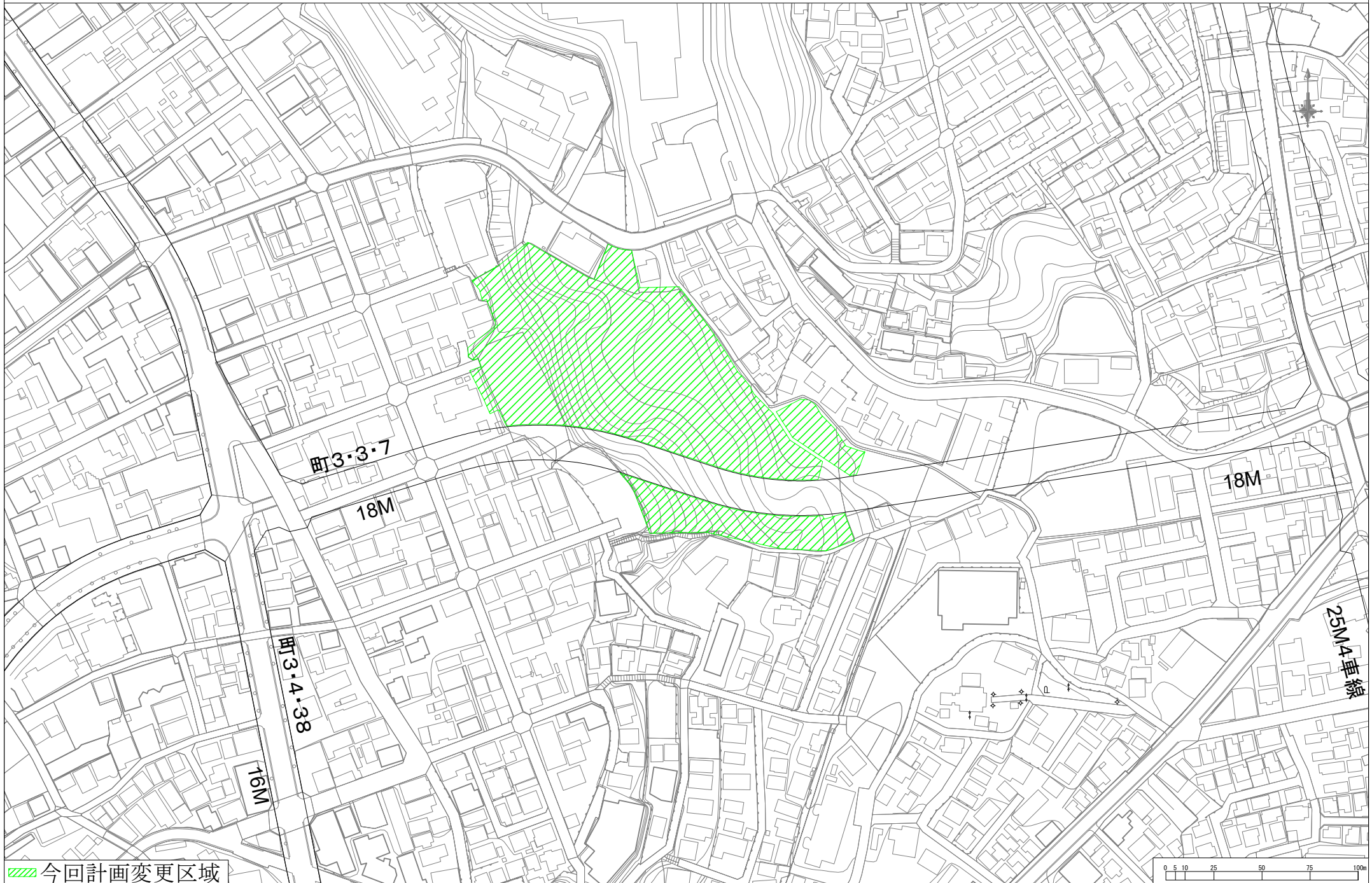
「町田市都市づくりのマスタープラン」(2022年3月策定)においては、市内のみどりをグリーンインフラと捉え、その骨格となる緑地の保全に取り組むこととしている。本地区を含む「芹ヶ谷エリア」は、グリーンインフラの骨格となる18の「まとまったみどりのあるエリア」の1つに位置付けられ、「多くの人が、町田の多様な文化芸術活動や豊かな自然環境にふれあい、学び楽しむことができる」ことを目指し、みどりの保全や育成に取り組むこととしている。

また、東京都・特別区・市町村で定めた「緑確保の総合的な方針」(2020年7月改定)においては、確保することが望ましい緑を明示することとしており、本地区は、緑地の買収により保全する、または、法令等に基づいた強い規制により確実に保全する地区に位置付けている。

本地区は、町田駅周辺市街地の至近に残る貴重なまとまった雑木林で、散策路があり、フットパスコースの一部として利用されている。周辺では市街地としての開発が進む中、標高約60mから90mの丘陵地にナラやクヌギなどが残り、湧水が見られる自然豊かな樹林地である。

こうしたことから、市街地に残されたまとまったみどりを将来にわたり保全するため、「原町田エリア」内の約1.5haの区域について、特別緑地保全地区に指定するものである。

町田都市計画特別緑地保全地区 第12号 原町田特別緑地保全地区 計画図（町田市決定）



町田都市計画特別緑地保全地区の変更について(町田市決定)

第12号原町田特別緑地保全地区

第234回 町田市都市計画審議会
(事前協議)

2024年4月17日

町田市都市づくり部公園緑地課

特別緑地保全地区とは

◇目的：良好な緑地の保全

◇根拠法令：都市緑地法第12条

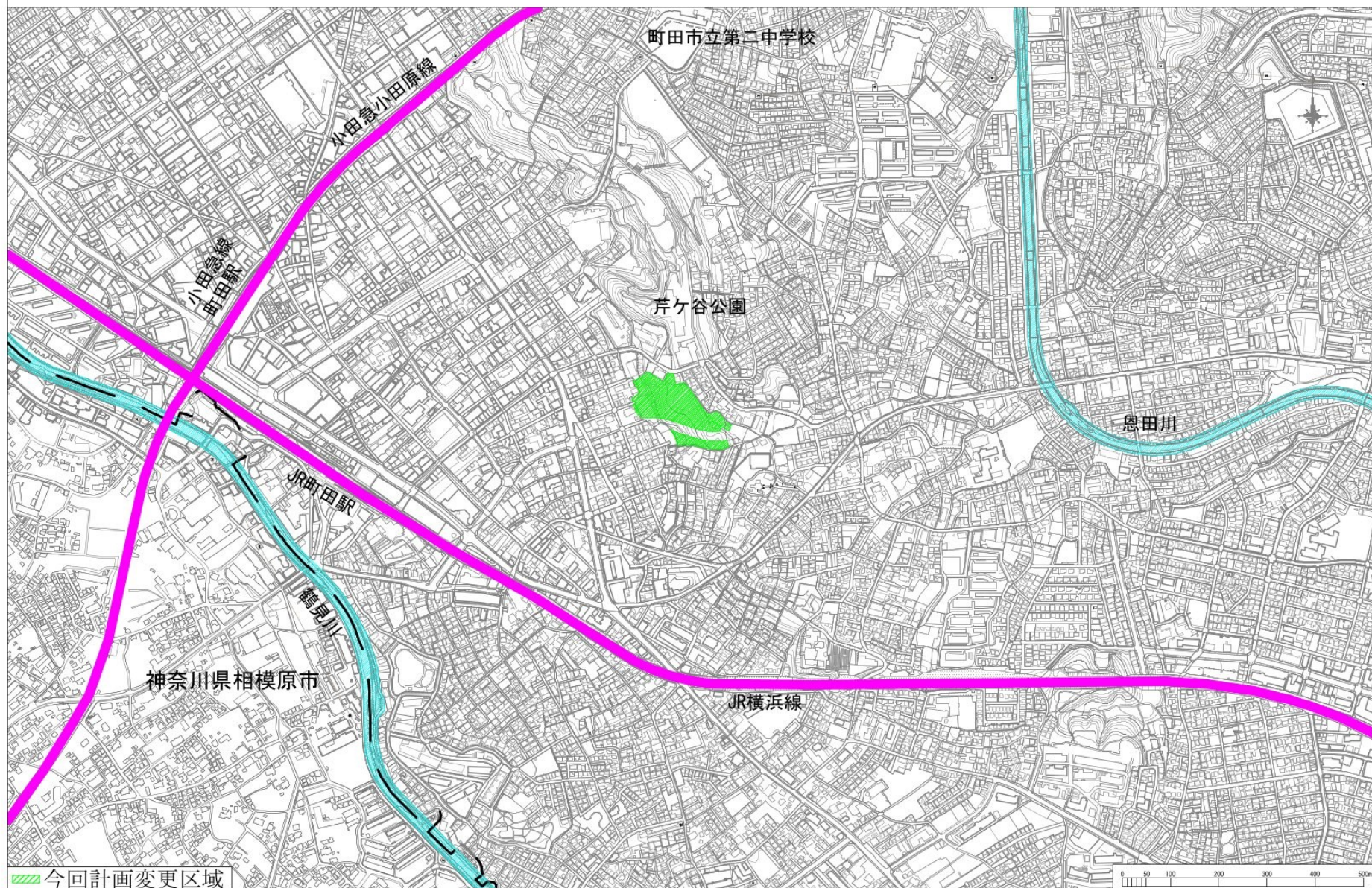
都市計画法第8条の地域地区に指定することで、都市緑地法により安定的に緑地保全が行える。

指 定 要 件

(都市緑地法第12条)

- 1 無秩序な市街化の防止に資すること
- 2 神社、寺院等の建造物や遺跡と一体となつて伝統的、文化的意義を有するもの
- 3イ 風致、景観が優れていること
 - ロ 動植物の生息地、生育地として適正に保全する必要があること など

町田都市計画特別緑地保全地区 第12号 原町田特別緑地保全地区 位置図（町田市決定）



町田都市計画特別緑地保全地区 第12号 原町田特別緑地保全地区 航空写真（町田市決定）



上位計画

- 都市づくりのマスタープラン

「まとまったみどりのあるエリア」では、良好な自然や歴史的遺産と一体となった樹林地などを、生態系の保全拠点、自然や農とのふれあい活動拠点、郷土景観として保全するため、特別緑地保全地区の指定などを検討します。

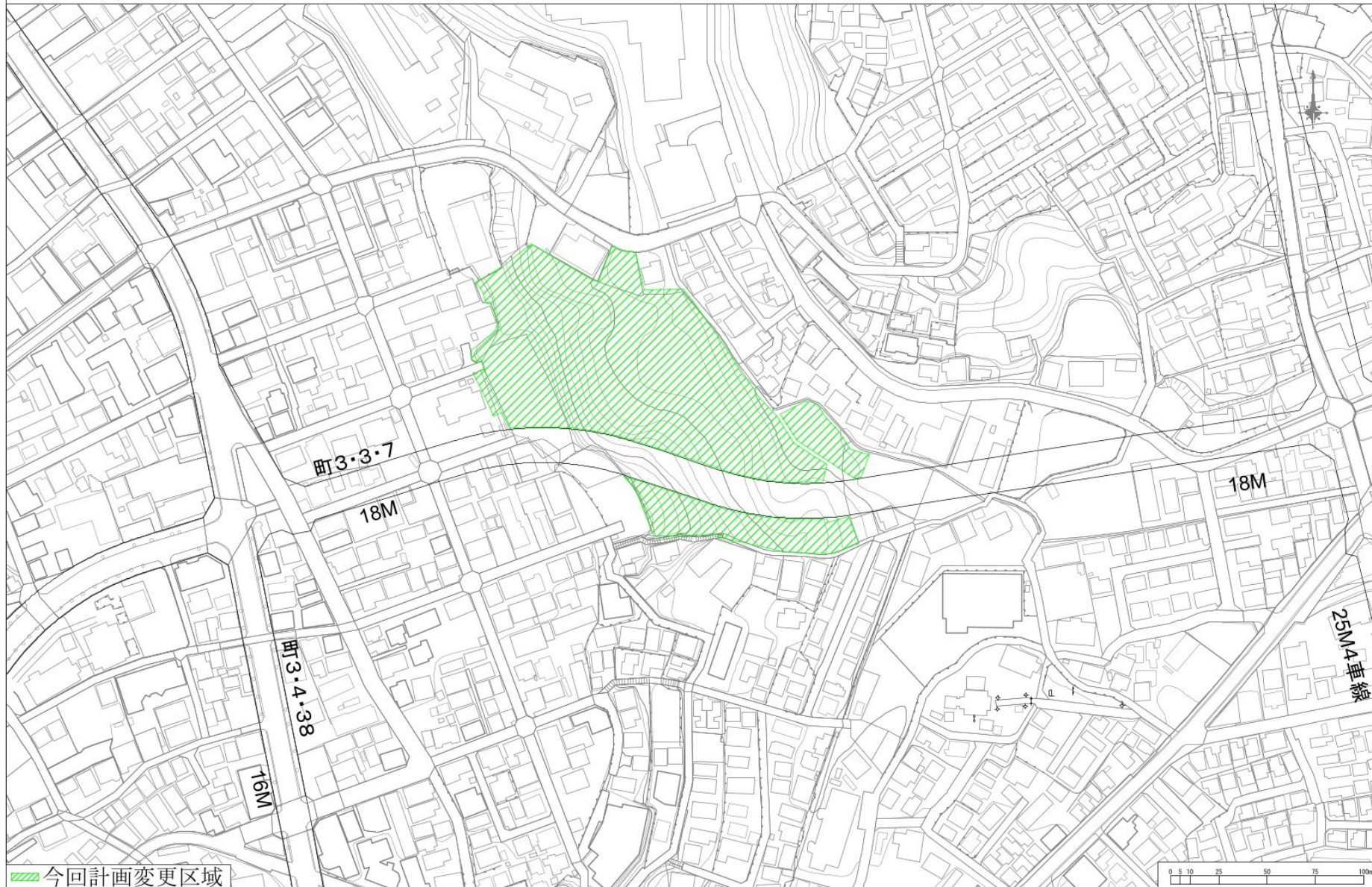
- 緑確保の総合的な方針

減少傾向にある民有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進等を、計画的に推進していく。

現況写真



町田都市計画特別緑地保全地区 第12号 原町田特別緑地保全地区 計画図（町田市決定）



スケジュール

2024年4月17日 都市計画審議会(事前)

2024年4月 東京都知事協議

2024年5月 都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧

2024年6月 都市計画審議会(本審議)

2024年6月 都市計画変更の告示